

議案第103号

南丹市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

南丹市農業集落排水処理施設条例（平成18年南丹市条例第225号）の一部を次のように改正する。

2 (略)

(手数料)

第17条 排水設備義務者は、次の表に掲げる区分により、検査、認定手数料を市へ納入しなければならない。

区分	金額	納付時期
<u>排水設備工事申請手数料</u>	<u>1,000円</u>	<u>第8条の規定による確認を受けるとき</u>

2 指定業者の認定等を受けようとする者は、申請のときに、次の区分により手数料を市に納付しなければならない。ただし、南丹市公共下水道条例(平成18年南丹市条例第222号)第32条第2項の規定により指定業者の認定を受けている場合は、手数料の納付を免除する。

種類	区分	手数料
<u>指定業者登録手数料</u>	<u>新規 1件につき</u>	<u>10,000円</u>
	<u>更新 1件につき</u>	<u>10,000円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南丹市農業集落排水処理施設条例第17条の規

2 (略)

(手数料)

第17条 排水設備義務者は、南丹市上下水道事業手数料徴収条例(令和7年南丹市条例第 号)で定める手数料を市へ納入しなければならない。

2 指定業者の認定等を受けようとする者は、申請のときに、南丹市上下水道事業手数料徴収条例で定める手数料を市に納付しなければならない。ただし、南丹市公共下水道条例(平成18年南丹市条例第222号)第32条第2項の規定により指定業者の認定を受けている場合は、手数料の納付を免除する。

定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に受け付けた申請、届出、申込みその他の手続（以下「申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。